

法定外公共物に関するよくある質問

【工作物設置工事】

Q. 水路に排水を放流したい場合は申請を省略できるか？

A. はい。官民境界から水路構造物までの埋設管の長さが概ね1 m未満の場合は、工作物設置の申請を省略しています。ただし、トラブルにならないよう地元の区長及び水利組合の同意を得ることを勧めております。

【改良工事】

Q. 水路に蓋を設置したい。どのくらいの延長かけてよいか？

A. 水路の蓋掛けの延長制限はありません。ただし、コンクリート蓋を設置する場合は、10mごとに1箇所グレーチング蓋を設けてください。

Q. 水路に床版を設置したい。基準はあるか？

A. はい。延長4mまでは耐荷重 14 トン以上、4m以上は耐荷重20トン以上の強度にしてください。申請時に構造計算書の添付をしてください。

Q. 床版の使用許可、通行許可はあるか？

A. いいえ。改良工事で設置した床版は、市の管理物件としているため、使用許可や通行許可はありません。

【共通】

Q. 申請してから許可が下りるまでどのくらいかかるか？

A. 事務処理期間は2週間としています。余裕を持って申請してください。